

大阪高体連発第 348 号  
大高体連登山部発第 17 号  
令和 3 年 10 月 21 日

高等 学 校 長 様  
登 山 部 顧 問 様

大阪高等学校体育連盟  
会 長 浅 川 又 一  
登山部長 内 田 正 俊  
(公 印 省 略)

「冬山登山の事故防止について」

下記のスポーツ庁の通知により、高校生の冬山登山は原則禁止されておりますので、確認・周知をお願いします。例外的に実施する場合には冬山登山審査会の審査を必要とします。期日までに審査資料（計画書等）を大阪府高等学校冬山登山計画審査会事務局まで提出してください。

なお、スポーツ庁通知の冬山登山の定義に該当しない宿泊山行においては、府立高校の場合は「宿泊を要する教育活動の実施について」を大阪府教育委員会に提出願います。

記

1 高校生の冬山登山にかかる通知

① 平成 29 年 12 月 1 日付 29 ス庁第 459 号通知「冬山登山の事故防止について」

[http://www.next.go.jp/sports/b\\_menu/hakusho/nc/1398952.htm](http://www.next.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1398952.htm)

② 平成 30 年 1 月 5 日付大高体連登山部発第 31 号通知「冬山登山の事故防止について」の対応別紙資料を参照

2 審査資料（計画書等）の提出

第 1 回目（対象山行期間 12 月から 2 月ごろ） 令和 3 年 12 月 1 日（水）締め切り

第 2 回目（対象山行期間 3 月から 5 月ごろ） 令和 4 年 1 月 24 日（月）締め切り

※ アイゼン（軽アイゼンを除く）・わかんじき・スノーシュー・ピッケル等を必要としない軽易な登山やハイキング等は本件でいう「冬山登山」にはあたりません。

< 提出先・問合せ先 >

大阪府高等学校冬山登山計画審査会事務局

大阪高等学校体育連盟 登山専門部

副委員長 上 農 真 紀 雄

大阪府立城東工科高等学校

TEL 06-6745-0051 FAX 06-6745-6221

[T-Kami noMak@edu.pref.osaka.jp](mailto:T-Kami noMak@edu.pref.osaka.jp)

# 参考資料

大高体連登山部発第31号  
平成30年1月5日

各高等学校長 様  
登山部顧問 様

大阪高等学校体育連盟登山専門部  
部長 富永 誠  
(公印省略)

## 「冬山登山の事故防止について」の対応について

平成29年12月18日付大高体連登山部発第29号において、冬山登山の事故防止について通知いたしましたが、スポーツ庁の指導の下、大阪府高等学校登山計画審査会（以下、審査会という）が設置され、その対策について検討した結果、12月28日付で下記の通り決まりましたのでお知らせします。

### 記

(1) 冬山登山は原則禁止とする。

冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪・積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭難事故等が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。

(平成29年12月1日付29ス庁第459号通知「冬山登山の事故防止について」より)

※ アイゼン（軽アイゼンを除く）・わかんじき・スノーシュー・ピッケル等を必要としない軽易な登山やハイキング等は下記に定める審査会の対象としない。

(2) 例外的に実施する場合は、以下の要件を満たしていること。

- ① 適切かつ安全な場所での基礎的な内容にとどめること
- ② 指導者の条件を整えること
- ③ 審査会の事前審査を受けること
- ④ 校長及び保護者の了解を得ること
- ⑤ 生徒への事前指導等を実施すること

(平成29年12月1日付29ス庁第459号通知「冬山登山の事故防止について」より)

(3) (1)に該当しない場合や府内・近隣の山域であっても、スポーツ庁「冬山登山の事故防止について」の通知を遵守し、計画・実施すること。

#### <問合せ先>

大阪高等学校体育連盟 登山専門部  
専門委員長 上農 真紀雄  
大阪府立城東工科高等学校 TEL06-6745-0051

◎ 事前審査を受ける必要のある山行計画がある場合は、至急連絡してください。